

四	三	二	一	○
發行方法	用振等替法の適	の法律項及び根拠その定	法發行の項及び根拠の記	平省令第國債の發行等第百二十條五十號年次三月四月と九月より一月三十日おり告示第百二十五条第十一号に關する省令第百二十五号告示に發行の昭和五十年五月麻生太郎百九
<p>て価のし定あ争争う札価振の以律社第一るた運十財回利付 得格決、めつ入入。格替適下へ債一號法め営四政 らを定価らて札札に以を機用一平、項一律のに号法 れ募を格れ、と発よ下競闘を振成株式第へ公必へ る入受競た価同行る争は受替法十三年等の振替 価額け争利時一発価に日け法三年の振替 格にた入競にと行格付本くると法律第七 をよ各札争行い(競)銀もという。振替 そり申に入わう以争て行のう。及年特確 の加込おそれれ。下入行ととす。一 発重みいのにる、一札わす。一 行平のて利お入価価一れ。の 価均應募率い札格格とる。そ規 格し募入とてで競競い入の定。法</p>				

六

イ
イ
發

入価 行争非者特国札非
 札格行 入価・別債発競
 發競 札格第参市行争
 行争額 發競 I 加場入

五

ハ 口 イ
方 募

入価法入
 札格決
 發競定
 行争の

億て基する政三つ定う額
 八はづるた運十いにち面
 千、き法め當三て基、金
 三額發律のに億はづ財額
 百面行第公必八、き政で
 七金し二債要千額發法二
 十額た条のな五面行第兆
 五で利第發財百金し四四
 万千付一行源四額た条千
 円七国項のの十で利第八
 、百債の特確万付一百
 同六に規例保円兆国項六
 法十つ定にを、四債の億
 第二いに關國財千に規円

込募各割各当も各
 み限国り申ての申
 の度債当込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りりい

非下額市札格競と
 価一を場で競争す
 格国定特あ争入る
 競債め別つ入札も
 争市る参て札發の
 入場も加、と行に
 札特の者財同によ
 發別にご務時とる
 行參よと大にい發
 一加るに臣行う行
 と者發応がわ。(以
 い・行募各れ及
 う第へ限國るび
 一。I以度債入価非

イ 一	十 十	九 八	ハ ロ イ	七	ハ ロ 口							
価 格	發 行	振 額	最 低	行 争	非 者	特 国	札 非	入 込	行 争	非 者	特 国	札 非
競 価	行 行	額 單	額 入	債 ・	別	債 發	競	札 格	入	債 ・	別	債 發
争 格	日 位	位 金	發 競	I	加 場	入	行 争	競	I	加 場	入	
額 面 金 額 百 円 に 三 月 つ 九 十 九 円 八	平 成 二 。 數 倍 年 金 錄 額 は に よ る も の と	す る の 記 載 又 は 規 定 に に 、 最 振 替 額 口 座 金 簿	額 の 記 替 法 の 規 定 に に 、 最 振 替 額 口 座 金 簿	五 万 円 又 は 規 定 に に 、 最 振 替 額 口 座 金 簿	五 千 百 五 十 七 億 八 千 八 千 四 百 万 円	二 十七 万 億 八 千 七 百 八 十 億 十一 万 九 百 九	二 兆 四 千 七 百 八 十 億 二 千 九 百 九	二 十二 兆 七 百 八 千 八 百 九 千 九 百 九	財 政 法 第 四 条 第 二 千 九 百 九	財 政 法 第 四 条 第 二 千 九 百 九	金 利 付 一 千 國 債 的 規 定 三 千 八 十 五 、 基 行 使 四 千 國 債 的 規 定 三 千 八 十 五 、 基 行	四 千 國 債 的 規 定 三 千 八 十 五 、 基 行

平金を該の国でだ二して記の係(二)
 成額受非算法取し十たは載とる
 二)け居式人得、・金、又し所
 発行時に
 二十を
 住にです当三額前はて得
 所者よある該一か記記振税
 五年控除又りる者國五ら(一)録替が
 得又りる者國五ら(一)録替が
 税は算場が債を當のさ口源
 するの外出合非を乗該算れ座泉
 の税國しに居發じ金式る簿徵
 こと率法たは住行た額にも中収そ
 を人金、者時金によののさの
 乗が額前又に額百りに口れ利
 じ適に記はおへ分算つ座る子
 た用當(一)外いたの出いにもに
 支払。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

の経利発競I加場び札非
 払過行争非者特国発競
 込利入価・別債行争
 み子率札格第参市及入

(一)年
 も号には○
 のにより募・
 と規定入一
 する。決定
 する。金額
 する。セー
 期たに通
 日金額に
 に額を
 払を次
 い第のけ
 込二算た
 む十式者

十額格十九
 銭面金額百
 銭以上円につき九十九
 額のそれぞれの応募価

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 利期
日加支額限 予以

平 財 日額平利てを毎
成 務 本面成子、支年
二 大 銀金三をそ払三
十 臣 行額十支の期月
五 から 百年払日と二
年 三 円三う以し十
三 月 に月。前、日
通 つ二 六各及
知 つ二 六各及
月 二 き十 月支び
月 二 受け百日 間払九
一 一 けた円 に期月
日 一 者 属に二
日 一 すお十
日 一 るい日

規下は期た期
定、が金と
す次そ銀額し、
る号の行を、
期及翌休支次
日び営業の
に第業日う算
つ十日に式
い六にたに
て号支當だよ
同に払たり
じおうる、算
。いへと支出
。て以き払し

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$